

平成 27 年度東京都板橋区一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書について

地方自治法施行令第 146 条第 2 項に基づき、平成 27 年度東京都板橋区一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書について報告をする。

事業名 自治体情報セキュリティ強化対策事業

1 繰越明許の理由

自治体情報セキュリティ強化対策事業については、昨年 5 月に発生した日本年金機構における個人情報流出事案を受け、平成 27 年 12 月 25 日付総行情第 77 号総務大臣通知「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化について」にて示されたものである。

各市区町村が行う具体的なセキュリティ強化対策についてはマイナンバーの情報連携が始まる平成 29 年 7 月までに、①「マイナンバー利用事務系端末からの情報持ち出し不可設定（板橋区では既に対応済）及び端末への二要素認証の導入」、②「マイナンバーによる情報連携に活用される LGWAN 接続系環境とインターネット接続系環境とのネットワーク分割」を行うこととされた。

本事業については、国の平成 27 年度補正予算において各自治体の人口規模に応じて国が定めた補助基準額の 2 分の 1 が総務省より国庫補助されることとなっており、補助条件として各自治体においても平成 27 年度中の補正予算措置及び補助金申請を行うこととされ、板橋区においても本事業に係る歳出・歳入予算を平成 27 年度 4 号補正予算にて予算措置を行った。

しかし、上記の対策を補正予算措置後の短期間で実施することは不可能であり、国においても当初より補助事業の執行及び予算の繰越しを前提としているため繰越明許とし、平成 28 年度に補助事業を完了する。また、国費の歳入についても補助事業完了後のため平成 28 年度となる。

2 繰越明許費に係る繰越計算書について

(単位：千円)

事業名	予算現額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
			既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源
自治体情報セキュリティ強化対策事業	86,985	86,985	0	41,492	45,493

3 現在の進捗状況（平成 28 年 5 月末現在）

上記の対策については、現在システム開発事業者との仕様調整中であるが、上記①については、今年度予定されている基幹系システムの端末リプレースに併せて実施を行い（平成 28 年 12 月）、上記②の対策については、平成 29 年 3 月末までに完了する予定。